

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		入庫品の処分
根拠条例・規則等名		さいたま市食肉中央卸売市場業務規程施行規則
条 項		第 7 4 条 第 1 項
所 管 部 課		経済局 農業政策部 食肉中央卸売市場・と畜場（電話：048-644-2929）
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>1 出庫命令に従わないとき。</p> <p>(1) 腐敗しているとき又はそのおそれがあるとき。</p> <p>(2) 荷造又は容器が不完全であるとき。</p> <p>(3) 他の在庫品に損害を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>(4) 防疫その他管理上必要があるとき。</p> <p>2 住所不明等の理由により寄託者に対し、出庫命令を通告することができないとき。</p> <p>3 天災その他の理由で臨機の処置を必要とするとき。</p>
	設定等年月日	平成 1 7 年 5 月 1 日 設定 平成 年 月 日 最終改正
備 考		